

○第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一次に掲げる建築材料</p> <p>イヽニ (略)</p> <p>ホ　単板積層材（単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する造作用単板積層材又は構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外國認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを認めたものを除く。）</p> <p>イヽニ (略)</p> <p>ホ　単板積層材（次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。）</p> <p>(1)　単板積層材の日本農林規格（昭和五十三年農林水産省告示第六号）に規定する単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外國認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを認めたもの</p> <p>(2)　構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一次に掲げる建築材料</p> <p>イヽニ (略)</p> <p>ホ　単板積層材（次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。）</p> <p>(1)　単板積層材の日本農林規格（昭和五十三年農林水産省告示第六号）に規定する単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外國認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを認めたもの</p> <p>(2)　構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F</p>

二  
(略) へ  
力

(略)

二  
(略) へ  
力

(略)

☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外國認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用してい  
ないこと